

目 次

◎会議録第1号（12月8日）議案説明

開 会	6
日程第1	会議録署名議員の指名 6
日程第2	会期の決定 6
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告 6
日程第4	請願第 7号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める 意見書を求めることについて 8
日程第5	議案第45号 専決処分の承認を求めることについて （平成26年度松前町一般会計補正予算 （第3号）） 9
日程第6	議案第46号 松前町職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例 10
日程第7	議案第47号 松前町特別職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例 10
日程第8	議案第48号 松前町教育委員会教育長の給与に関する 条例の一部を改正する条例 10
日程第9	議案第49号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例 10
日程第10	議案第50号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に 関し必要な事項並びに指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条 例 13
日程第11	議案第51号 松前町指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部を改正する 条例 13
日程第12	議案第52号 松前町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定

		める条例の一部を改正する条例……………	13
日程第13	議案第53号	松前町母子家庭医療費助成条例の一部を 改正する条例……………	16
日程第14	議案第54号	松前町国民健康保険条例の一部を改正す る条例……………	17
日程第15	議案第55号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………	18
日程第16	議案第56号	松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条 例の一部を改正する条例……………	18
日程第17	議案第57号	松前町税条例の一部を改正する条例……………	19
日程第18	議案第58号	松前町後期高齢者医療に関する条例の一 部を改正する条例……………	19
日程第19	議案第59号	松前町介護保険条例の一部を改正する条 例……………	19
日程第20	議案第60号	松前町下水道条例の一部を改正する条例……………	21
日程第21	議案第61号	松前町公共下水道事業受益者負担に関す る条例の一部を改正する条例……………	21
日程第22	議案第62号	平成26年度松前町一般会計補正予算 (第4号)について……………	23
日程第23	議案第63号	平成26年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)について……………	23
日程第24	議案第64号	平成26年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)について……………	24
日程第25	議案第65号	平成26年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第3号)について……………	24
日程第26	議案第66号	平成26年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)について……………	24
日程第27	議案第67号	平成26年度松前町水道事業会計補正予 算(第1号)について……………	24
散	会	……………	27



◎会議録第2号(12月12日)一般質問

開	議	……………	32
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	32
日程第2	一般質問		

6番 藤岡 緑議員	32
9番 松本一二美議員	38
3番 加藤 博徳議員	49
散 会	57

~~~~~

◎会議録第3号（12月19日）委員長報告

|       |                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 63                                                                                                                         |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 63                                                                                                              |
| 日程第2  | 請願第7号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める<br>意見書を求めることについて 63                                                                               |
| 日程第3  | 議案第46号 松前町職員の給与に関する条例等の一部<br>を改正する条例 64                                                                                    |
| 日程第4  | 議案第47号 松前町特別職の職員の給与に関する条例<br>の一部を改正する条例 64                                                                                 |
| 日程第5  | 議案第48号 松前町教育委員会教育長の給与に関する<br>条例の一部を改正する条例 64                                                                               |
| 日程第6  | 議案第49号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償<br>に関する条例の一部を改正する条例 64                                                                           |
| 日程第7  | 議案第50号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に<br>関し必要な事項並びに指定介護予防支援<br>等の事業の人員及び運営並びに指定介護<br>予防支援等に係る介護予防のための効果<br>的な支援の方法に関する基準を定める条<br>例 66  |
| 日程第8  | 議案第51号 松前町指定地域密着型介護予防サー<br>ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定<br>地域密着型介護予防サービスに係る介護<br>予防のための効果的な支援の方法に関す<br>る基準等を定める条例の一部を改正する<br>条例 66 |
| 日程第9  | 議案第52号 松前町指定地域密着型サービスの事業の<br>人員、設備及び運営に関する基準等を定<br>める条例の一部を改正する条例 67                                                       |
| 日程第10 | 議案第54号 松前町国民健康保険条例の一部を改正す                                                                                                  |

|        |           |                                            |    |
|--------|-----------|--------------------------------------------|----|
|        |           | る条例……………                                   | 69 |
| 日程第11  | 議案第55号    | 松前町手数料条例の一部を改正する条例……………                    | 70 |
| 日程第12  | 議案第56号    | 松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………         | 70 |
| 追加日程第1 | 議員提出議案第4号 | 「手話言語法（仮称）」の早期<br>制定を求める意見書の提出について……………    | 72 |
| 日程第13  | 議案第62号    | 平成26年度松前町一般会計補正予算<br>（第4号）について……………        | 73 |
| 日程第14  | 議案第63号    | 平成26年度松前町国民健康保険特別会<br>計補正予算（第3号）について……………  | 73 |
| 日程第15  | 議案第64号    | 平成26年度松前町後期高齢者医療特別<br>会計補正予算（第2号）について…………… | 73 |
| 日程第16  | 議案第65号    | 平成26年度松前町介護保険特別会計補<br>正予算（第3号）について……………    | 73 |
| 日程第17  | 議案第66号    | 平成26年度松前町公共下水道事業特別<br>会計補正予算（第2号）について…………… | 73 |
| 日程第18  | 議案第67号    | 平成26年度松前町水道事業会計補正予<br>算（第1号）について……………      | 73 |
| 閉 会    |           | ……………                                      | 78 |

1 2月8日 (第1号)

平成26年松前町議会第4回定例会会議録

平成26年12月8日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 7番 村井慶太郎  |
| 8番 早瀬武臣   | 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 |
| 11番 岡井馨一郎 | 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  |
| 14番 木下淳   |           |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 白石勝也 |
| 副町長           | 栗田哲志 |
| 副町長<br>(防災担当) | 中矢博史 |
| 教育長           | 永見修一 |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志 |
| 産業建設部長        | 伊賀上晃 |
| 総務課長補佐        | 伊達圭亮 |
| 財政課長          | 升田年紀 |
| 財政課技監         | 瀧本精一 |
| 税務課長          | 島田恵介 |
| 国体準備室長        | 塩梅淳  |
| 福祉課長          | 大政哲志 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町民課長        | 久津那延幸 |
| 保険課長        | 久津那良幸 |
| 健康課長        | 山本有三  |
| まちづくり<br>課長 | 玉井信二  |
| 産業課長        | 徳居芳之  |
| 上下水道課長      | 忽那俊幸  |
| 会計課長        | 松岡芳弘  |
| 学校教育課長      | 岡本明   |
| 社会教育課長      | 富田徹   |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 大政博文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波晴樹 |

平成26年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.1

平成26年12月8日(月) 午前9時30分 開議

|       |                |                                                                                              |               |    |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名     |                                                                                              |               |    |
| 日程第2  | 会期の決定          |                                                                                              |               |    |
| 日程第3  | 町長あいさつ並びに諸般の報告 |                                                                                              |               |    |
| 日程第4  | 請願第7号          | 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書を求めることについて                                                              |               |    |
| 上程    |                |                                                                                              | 委員会付託(文教厚生)   |    |
| 日程第5  | 議案第45号         | 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度松前町一般会計補正予算(第3号))                                                    |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 討論            | 採決 |
| 日程第6  | 議案第46号         | 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                                                                    |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(総務産業建設) |    |
| 日程第7  | 議案第47号         | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                 |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(総務産業建設) |    |
| 日程第8  | 議案第48号         | 松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                               |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(総務産業建設) |    |
| 日程第9  | 議案第49号         | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                                           |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(総務産業建設) |    |
| 日程第10 | 議案第50号         | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(文教厚生)   |    |
| 日程第11 | 議案第51号         | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |               |    |
| 上程    | 提案理由説明         | 質疑                                                                                           | 委員会付託(文教厚生)   |    |



|       |        |                                                    |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
| 日程第12 | 議案第52号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（文教厚生）                                     |
| 日程第13 | 議案第53号 | 松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例                           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第14 | 議案第54号 | 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例                              |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（文教厚生）                                     |
| 日程第15 | 議案第55号 | 松前町手数料条例の一部を改正する条例                                 |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（文教厚生）                                     |
| 日程第16 | 議案第56号 | 松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例                      |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（文教厚生）                                     |
| 日程第17 | 議案第57号 | 松前町税条例の一部を改正する条例                                   |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第18 | 議案第58号 | 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第19 | 議案第59号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第20 | 議案第60号 | 松前町下水道条例の一部を改正する条例                                 |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第21 | 議案第61号 | 松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                           |
| 日程第22 | 議案第62号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算（第4号）について                         |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                                     |
| 日程第23 | 議案第63号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について                   |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                                     |
| 日程第24 | 議案第64号 | 平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について                  |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                                     |
| 日程第25 | 議案第65号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について                     |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                                     |

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第26 | 議案第66号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                    |
| 日程第27 | 議案第67号 | 平成26年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）について      |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                    |

午前9時30分 開会

○議長（三好勝利） 総務課長の金子さんから欠席の届けが出ております。代理で伊達総務課長補佐が出席をしております。よろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成26年松前町議会第4回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

6番藤岡緑議員、7番村井慶太郎議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（三好勝利） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの12日間と決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（三好勝利） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 御挨拶を申し上げる前に、一言だけ私ごとでございますけれども、10月の1カ月間、腰の治療のために入院をし、議会の皆さん初め、住民の皆さんにも大変御迷惑やら御心配をおかけしましたことを心から申しわけなく思います。退院をして今リハビリをやっておりまして、順調に回復をしておりますので、御安心いただければと思います。今後とも健康に留意しながら町政を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬となりました。愛媛県内では、先月下旬に早くもインフルエンザによる学級閉鎖が報告されておりました、今後の流行が心配される場所でもあります。町民の皆様には、手洗いあるいはうがいなどを励行され、予防に努めていた

だきたいと思えます。

本日、平成26年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

先月16日投票が行われました愛媛県知事選挙で、中村知事が再選をされ、2期目の県政をスタートさせました。中村知事は、厳しい財政状況の中でも、効果的かつ効率的に施策を展開し、県・市町の連携のもと「チーム愛媛」として愛媛の力を総結集した県政の推進に取り組んでられました。今後も「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて、一層の御活躍を期待したいと思います。

また、21日には衆議院が開催され、今国内は一気に総選挙ムードとなり、自民党が政権に復帰してからの2年間を評価する投票日まで、残すところあとわずかとなりました。今回の選挙では、アベノミクス継続の是非や原発の再稼働のほか、集団的自衛権の行使容認や特定秘密保護法の成立、あるいはTPPなどを争点に、各党が政権公約やマニフェストを掲げて選挙戦を繰り広げているところであります。私ども住民に一番身近な基礎自治体としましては、新しい政府が実施する施策を十分に注視をするとともに、自主・自立に向けたまちづくりのために、引き続き地方分権の推進を求めてまいります。いずれの党が政権をとろうとも、住民生活に混乱を招くことのないよう、確実な施策の実施を望みます。町民の皆さんは投票に出かけられ、日本の将来に向けた貴重な一票を投じていただきたいと存じます。

それでは、平成26年第3回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

10月21日、愛媛県の原子力防災訓練が県内各所で実施をされました。松前町では、緊急時の通信連絡訓練のほか、松前公園での伊方町からの避難住民の受け入れや緊急被曝医療訓練を県や関係機関と連携して実施をしました。今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、より実践的かつ効果的な訓練を実施してまいります。

次に、国民体育大会について申し上げます。

平成29年に開催をされます「愛顔つなぐえひめ国体」に向けて、松前町実行委員会設立総会と第1回総会を先月14日に開催をいたしました。総会には、町議会を初め、町内外の関係団体や各界の方々に御出席をいただき、会則の決定や役員を選任を行い、開催方針や平成26年度の事業計画などを承認されました。本町では、ホッケーの少年男女、ボクシング全種目、ライフル射撃センターファイアピistol成年男子の3つの競技が開催をされます。町民の皆さんのスポーツへの関心を高め、スポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、松前町を全国に紹介する絶好の機会となり、今後のまちづくりに大変有意義なものになると確信をしております。今後は、全国から訪れる選手や役員、また応援や観戦に来られる方々を温かくお迎えすることができるよう万全の態勢をつくるため、町民の皆さん

んの御理解、御協力や関係各位の御支援をいただきながら、円滑な準備・運営を進め、大会の成功に向けて全力で取り組んでまいります。

また、ホッケー場の整備につきましては、グラウンド拡張のための造成工事を実施しており、来年度の完成に向けて今後も計画的な整備を進めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

先月の29、30日の2日間、第2回松前町産業まつり「たわわ祭」を開催いたしました。ことしもエミフルMASAKIの協力をいただき、会場となったまさき村前の駐車場には、町内産業を支える事業者や関係団体など43の団体が集まり、町内外に松前の産業力をPRしました。「めぐみ」、「まごころ」、「ふれあい」、「うまいもの」の4つのブースに分かれ、新鮮な農水産物や加工品などの販売、松前のたくみの技から生まれる工業製品の紹介などを行いました。特設ステージでは、農業アイドルユニット「愛（え）の葉ガールズ」のライブやジュニアダンスステージのほか、四国内の御当地アイドルのライブなどが行われ会場を盛り上げました。日曜日の午後からは、あいにくの雨になりましたが、約1万9,000人が来場した会場は熱気にあふれ、身も心もたわわに実る、豊かでにぎわいのある2日間となりました。

次に、水道事業について申し上げます。

平成20年度から整備を進めてまいりました北伊予浄水場が完成し、10月23日に落成式を行いました。敷地面積は4,853平方メートル、約6,500人に対し、日量3,330トンの配水能力を備えるとともに、信頼性・安全性の高い最新の膜ろ過装置により、今まで以上に品質のよい水を供給することができるようになりました。

また、災害時においては、応急給水の拠点として大きな役割を果たしてくれるものと思います。今後も安心・安全な水道水を安定して供給するために、計画的な整備を進めてまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、専決処分承認1件、条例案件16件、予算案件6件の合わせて23件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第4 請願第7号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を求めること  
について（上程、委員会付託（文教厚生））**

○議長（三好勝利） 日程第4、請願第7号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を求めることについてを議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りをしております請願書の写しのとおりでございます。

お諮りします。

請願第7号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第5 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度松前町一般会計補正予算(第3号))(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第5、議案第45号専決処分の承認を求めることについて平成26年度松前町一般会計補正予算第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第45号専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成26年11月21日の衆議院の解散に伴い、平成26年12月14日投開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行する経費が早急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

専決第3号平成26年11月21日専決。

平成26年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,239万6,000円を追加し、総額を96億8,055万2,000円とするものであります。

内容につきましては、升田財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三好勝利) 升田財政課長。

○財政課長(升田年紀) それでは、専決第3号について補足して御説明をいたします。

まず、歳出予算につきましては、補正予算書の13ページをお開きください。

2款4項8目衆議院議員選挙費、補正額1,239万6,000円は、投開票事務に要する経費のほか、委託料としてポスター掲示場設置・撤去及び開票所設営等に係る経費を、また備品購入費として、投票用紙自動交付機4台の購入経費を計上しております。

続いて、歳入については、12ページをごらんください。

14款3項1目4節選挙費委託金、補正額1,239万6,000円は、衆議院議員選挙に係る県か

らの委託金です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第46号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第7 議案第47号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第8 議案第48号 松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正  
する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第9 議案第49号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（三好勝利） 日程第6、議案第46号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第7、議案第47号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第48号松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第49号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第46号から議案第49号までについて一括して提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会の勧告に伴い、松前町職員の給与の改定を行うとともに、特別職等の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

内容につきましては、総務部長事務取扱中矢副町長に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議案第46号から議案第49号までについて補足して説明をいたします。

議案第46号の参考資料1ページをごらんください。

公務員の給与等に関する人事院勧告及び愛媛県人事委員会の勧告に伴い、国及び愛媛県の取り扱いに準じて本町職員の給与、特別職と教育長の給与並びに議員報酬等に関する条例を改正するものであります。

民間では、本年の春の賃金改定において、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加するなど、賃金の引き上げを図る動きが見られました。こうした動きを反映して、本年4月の月例給については、民間給与が公務員給与を上回る結果となりました。そのため給料表の引き上げ改定を行うものです。

また、特別給についても、民間が公務を上回ったことから引き上げを行います。

まず、議案第46号に係る一般職員の給与の改定です。

月例給について、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いて給料表の引き上げ改定を行うものです。

次の(2)の通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げを行うものです。

2ページの(3)の勤勉手当につきましては、特別給の引き上げ0.15月分について、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するものです。

ア、平成26年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分とし、再任用職員にあっては0.375月分とするものです。

また、イ、平成27年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とし、再任用職員にあってはそれぞれ0.35月分とするものです。

これに加えまして、3ページをお願いいたします。

本年の勧告に基づき、来年度以降における給与制度の総合的な見直しを行うものであります。これは、50歳代後半層の給与水準が、民間給与を上回る状況にあること等から、給与カーブの見直しを行うため給料表を改定するものであります。経過措置として、平成30年3月31日までの間、新旧給料月額差額の差額を支給するとともに、40歳代や50歳代前半層



の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級と6級に号給を増設いたします。

次に、(2)の住居手当につきましては、愛媛県と同様に、自宅に係る住居手当を廃止いたします。

(3)の単身赴任手当につきましては、基礎額を月額3万円とするとともに、加算することとされている額の限度を月額7万円とするものであります。

(4)の管理職員特別勤務手当につきましては、週休日または休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合にも支給することができるようにするものであります。

4ページは、単純な労務に雇用される職員及び企業職員につきましても、住居手当と単身赴任手当につき一般職員と同様の改正を行うものです。

続きまして、議案第47号から第49号に係る参考資料をごらんください。

町長、副町長、教育長及び町議会議員につきましては、人事院勧告等に準じて、平成26年度12月期に支給される期末手当の割合を1.55月から1.70月とし、前年度に比べ0.15月分の引き上げとなります。

平成27年度以降は、ごらんのとおりであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第46号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

議案第47号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

議案第48号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

議案第49号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第10 議案第50号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

日程第11 議案第51号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

日程第12 議案第52号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第10、議案第50号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、日程第11、議案第

51号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第52号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第50号から議案第52号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、介護保険法が改正されたことにより新たに条例の制定もしくは改正が必要になったものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） まず、議案第50号について補足して説明いたします。

参考資料の4ページをお開きください。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、従来厚生労働省令で定められていた介護予防支援に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことから新たに制定をするものです。

この条例には、事業の人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めております。条例制定に当たっては、基本的には国の基準に準拠することになっておりますが、一部については地域の実情に応じた規定を定めることが可能となっていることから、一部独自の基準を設けております。

5ページの4をごらんください。

町独自の基準は、記録の保存年限の延長で、地方自治法の金銭債権の消滅時効と合わせるため、介護記録の保存年限を5年としております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第51号について補足して御説明いたします。

参考資料の1ページから3ページをごらんください。

この条例も地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、従来厚生労働省令で定められていた介護予防支援に関する基準について市町村の条例で定めることとされたことか

ら、4ページから5ページの新旧対照表にありますように、第17条及び第68条中に、厚生労働省令の基準を引用している部分について、先ほど議案第50号で説明いたしました新規条例を引用するように改正をするものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第52号について補足して御説明いたします。

参考資料の1ページ、2ページをごらんください。

この条例も地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が都道府県の条例に委任されました。この改正を受けて、愛媛県が制定している最低基準を盛り込んだ愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に委任されることから、資料の3ページから5ページの新旧対照表にありますように、本条例中の県条例を引用している部分について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

○議長（三好勝利） 議案第51号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

議案第52号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

### 日程第13 議案第53号 松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第13、議案第53号松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第53号について補足して御説明いたします。

今回の改正は、条例の関係法令である母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称変更され、関係条文も変更されたことにより所要の改正を行うものです。

参考資料の1ページをごらんください。

条例第2条第2号中の母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法とし、第5条第1項を第6条第1項に改め、条例第3条第4号中の母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第14 議案第54号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例(上程、
提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第14、議案第54号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第54号について提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長(三好勝利) 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長(高橋昌志) 議案第54号について補足して御説明いたします。

参考資料の2ページをごらんください。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の第5条の2、出産育児一時金について、本体部分について40万4,000円とし、産科医補償分については1万6,000円とするものです。支給総額には変更がありません。

なお、この条例は平成27年1月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(三好勝利) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号を文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員

会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第55号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

日程第16 議案第56号 松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第15、議案第55号松前町手数料条例の一部を改正する条例及び日程第16、議案第56号松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第55号及び議案第56号について提案理由を申し上げます。

事務経費の増加に伴う手数料の改正及び法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） まず、議案第55号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページをごらんください。

松前町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第2条第12号の印鑑登録手数料及び第13号の身分、身元に関する証明手数料を1件につき200円から300円に改正いたします。

これは、各種手数料について見直しを行ったところ、この2つの手数料について近隣の自治体と比べ下回っていることや交付に係る事務経費が増加していることなどにより改正するものです。

また、同条第25号については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく手数料について規定しておりますが、この法律名が改正されたため、引用している部分について改正するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。ただし、第2条第25号については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行日、これは平成27年5月29日となりますが、この日から施行することとしております。

次に、議案第56号松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について補足して説明いたします。

参考資料の 2 ページの新旧対照表をごらんください。

第12条第 2 項第 1 号の一般廃棄物処理業の許可手数料2,800円を4,000円に、第 2 号の浄化槽清掃業の許可手数料2,800円を4,000円に、第 3 号の許可証の再交付手数料750円を1,500円に、第 4 号の従業員鑑札を一般廃棄物処理業従業員証とし、交付手数料300円を900円に、第 5 号の従業員鑑札を一般廃棄物処理業従業員証とし、再交付手数料200円を400円に改正いたします。

これは、各手数料において見直しを行ったところ、これらの手数料が近隣市町より下回っていることや交付に係る事務経費が増加していることなどにより改正するものです。

なお、この条例は平成27年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第55号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

議案第56号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第56号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第 1 7 議案第 5 7 号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第 1 8 議案第 5 8 号 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第 1 9 議案第 5 9 号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案

理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（三好勝利） 日程第17、議案第57号松前町税条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第58号松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び日程第19、議案第59号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第57号から議案第59号までについて一括して提案理由を申し上げます。

事務経費の増加に伴い、督促手数料の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長事務取扱中矢副町長に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議案第57号から議案第59号までについて補足して説明をいたします。

参考資料をごらんください。

町税及び後期高齢者医療と介護保険の保険料の督促手数料につきましては、昭和51年度に改定して以降、据え置いたままとなっております。近隣市町の督促手数料を下回るものとなっているとともに、事務経費も増加しています。そのため1通について50円から100円に引き上げるものであります。

施行日は平成27年4月1日からとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第57号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第58号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第59号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第60号 松前町下水道条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第61号 松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第20、議案第60号松前町下水道条例の一部を改正する条例及び日程第21、議案第61号松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第60号及び議案第61号について提案理由を申し上げます。

松前町水道事業給水条例及び改正後の下水道条例との整合性を図るために改正をするものであります。

内容につきましては、伊賀上産業建設部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 議案第60号及び議案第61号について補足説明いたします。

今回の改正は、督促及び督促手数料の取り扱いに関して改正するものです。

なお、参考資料の1ページ及び2ページをごらんください。

上下水道事業では、2つの使用料と1つの負担金がございます。下水道使用料は、水道料金とあわせて一緒に収納事務を行っております。そういう関係から、松前町水道給水条例を基本として整合性を図るため改正を行うことといたしました。

あわせて、公共下水道事業受益者負担金についても、同様の扱いとなるよう改正を行うものです。

改正の趣旨は、松前町水道事業給水条例にあわせ、松前町税条例の例によるものとするものです。

なお、施行期日は平成27年4月1日としております。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第60号について質疑を行います。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） ちょっとお聞かせ願いたいんですけど、今回は下水道条例の一部を改正するという事で、上水道事業給水条例と整合性を図るためとこのようにありますけど、どうして整合性を図らないかんのか、ちょっと理由をお聞かせ願えませんか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 今現在、水道料金及び下水道使用料については、同様に水道の検針の結果に基づき、2つの料金を同時に取っております。ですから、仮に滞納となりまして督促するとなると、同様に同じように水道事業者のほうで督促の行為を行っております。ですから、同じ考え方で同じような扱いになるように整合性を図ることといたしております。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） ということは、下水道条例と水道事業給水条例との整合性を図って、どっちの条例も同じような形でやるっちゅうことで、そういうような認識で構いませんか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 議員のおっしゃるとおりでございます。現在は運用の中でございまして、現在は私債権ということで督促及び督促手数料については徴収しておりません。

○議長（三好勝利） よろしいですか。

（7番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

質疑ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第61号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第22 議案第62号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第4号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第63号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号) について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第24 議案第64号 平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第65号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号) について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第26 議案第66号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第67号 平成26年度松前町水道事業会計補正予算(第1号) について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第22、議案第62号平成26年度松前町一般会計補正予算第4号について、日程第23、議案第63号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、日程第24、議案第64号平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、日程第25、議案第65号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、日程第26、議案第66号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について及び日程第27、議案第67号平成26年度松前町水道事業会計補正予算第1号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第62号平成26年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5,113万6,000円を追加し、総額を97億3,168万8,000円とするものであります。

以下、補正予算の主要事項について御説明をいたします。

廃棄物処理の充実については、伊予地区ごみ処理施設管理組合の負担金について、交付税算入に伴う減額と施設の耐震化のために必要な経費を計上しております。

上下水道の整備につきましては、町管理排水施設について土川水門・排水機場の老朽化に伴い、施設改修のための設計を行います。

子育て支援の充実につきましては、松前小学校放課後児童クラブの待機児童の受け入れに係る経費を計上しております。

商工業の振興につきましては、生産者及び関係団体と町が連携し、町内の地場産業の発

展や振興を図るために、県外において特産品販売を行います。

道路交通網の充実につきましては、古泉駅周辺の道路について、安全かつ快適に通行できるよう町道186号線の改良を行います。

なお、一般会計12月補正予算の財源としましては、国県支出金等の特定財源が4,095万円、一般財源が1,018万6,000円となっております。

議案第63号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,666万6,000円を追加し、総額を35億1,527万2,000円とするものであります。

議案第64号平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、総額を3億9,163万6,000円とするものであります。

議案第65号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ997万2,000円を追加し、総額を26億9,233万8,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、総額を2,231万1,000円とするものであります。

議案第66号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ130万4,000円を減額し、総額を5億7,286万5,000円とするものであります。

議案第67号平成26年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算に収益的支出において1,292万9,000円を追加し、資本的支出において27万9,000円を追加し、職員給与費において108万3,000円を追加するものであります。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第63号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第64号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第65号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第66号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第67号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前10時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議員 三 好 勝 利

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

1 2 月 1 2 日 (第 2 号)

平成26年松前町議会第4回定例会会議録

平成26年12月12日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	7番 村井慶太郎
8番 早瀬武臣	9番 松本一二美	10番 澤田登代一
11番 岡井馨一郎	12番 伊賀上明治	13番 三好勝利
14番 木下淳		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

10番 澤田登代一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長	栗田哲志
副町長 (防災担当)	中矢博史
教育長	永見修一
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	伊賀上晃
総務課長	金子知芳
財政課長	升田年紀
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳
福祉課長	大政哲志

町民課長	久津那延幸
保険課長	久津那良幸
健康課長	山本有三
まちづくり 課長	玉井信二
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	岡本明
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政博文
議会事務局 書記	仙波晴樹

平成26年松前町議会第4回定例会

議 事 日 程 表 No.2

平成26年12月12日(金)

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(提出順位)

午前9時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

8番早瀬武臣議員、9番松本一二美議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（三好勝利） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により決定をします。

6番藤岡緑議員。

○6番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました6番藤岡緑でございます。

通告書に従い、質問をさせていただきたいと思います。また、必要と感じたときは再質問させていただく場合があるかもしれませんが、そのときはよろしく願いいたします。

それではまず最初に、子育て支援という観点から、保育所の土曜日の保育時間の延長についてお伺いしたいと思います。

消費税導入が来年10月からさらに1年半延期になったことから、当初の子育て支援の大きな財源として見込んでいた分、本格的な子ども・子育て支援新制度が始まる来年度に向けて若干の不安を残すところですが、少子化対策の目玉として待ったなしの施策だと考えられます。もちろん、従来型の保育所による子育て支援の中身についての充実がさらに求められてくるでしょう。

松前町の現在の6カ所の町立保育所も今後統廃合されていくでしょうが、共働きの家族がふえる中でますますいろんな子育て支援の方策が必要になってくるのではないのでしょうか。当然、土日以外の休日や土曜終日出勤の家庭などで、核家族、母子または父子家庭など家庭内保育のできにくい家庭などでは、土曜日の午後保育もこれからのニーズが多くなってくるのではないのでしょうか。中予地区での動きを見ると、松山市は全市内的に、東温市、西条市などでも実践されているようですし、近隣では伊予市などが始める予定だと聞いております。保育士の人員配置や労働環境なども考慮しつつ、町としてできることから始めてみてはいかがでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

次に、農業振興について、耕作放棄地の取り扱いについて、耕作者の高齢化や継続できない場合の解決方法についてお伺いします。

最近、町の各所に耕作放棄地が目につくようになりました。所有者の高齢化、また借地人による耕作もできない状態で長年放置され、契約解除もできずに荒れた雑草地となっているところが多いようです。このため景観の問題だけでなく、周辺の住民に、例えばセイタカアワダチソウなどのような花粉などで健康被害まで出てきている状況など、快適な暮らしを脅かすようなことにもなっています。このような状況下で農業委員会さんとしてもいろいろ苦慮されているとは思いますが、町としてもますます関係者が高齢化していく中で、相続などで権利関係が複雑になり問題解決が難しくなる前に、何らかの方策を考えていくべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

次に、防災教育についてお伺いいたします。小・中学生に対する防災教育は、地域防災と連動したものになっているのか、お伺いしたいと思います。

日ごろから避難訓練や消火活動など実践的な防災活動は、継続的に小・中学校などでも行われていると思いますが、最近の全国的、特徴的な災害の大型化や気候変動などによる大雨、洪水、地震、台風、竜巻、津波などに対応した学習教育が現場においてできているのでしょうか。もちろん児童や生徒の成長に応じた段階的な指導にはなるとは思いますが、そのメカニズムやいざというときに自分の命は自分で守るという自助の考えについて学んでほしいと思います。自分たちの住んでいるこの町や地域を理解し、時には自主防災組織との連携による防災教育なども今後考えていくべきではないでしょうか。特に小・中学校は、指定避難場所にもなっていますし、その主役である児童・生徒、教員、保護者と地域が一体となって防災教育を実施する仕組みづくりが必要なのではないのでしょうか。町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

農業の振興についてのお尋ねがございましたが、耕作放棄地は食料の確保あるいは自給率の向上はもとより国土の保全、水源涵養等農業の持つ多面的な機能を生かすためにも放っておけない問題でありまして、その解消を図ることは全国的に大きな課題となっております。

2010年の農林業センサスによりますと、松前町の耕作放棄地面積は17ヘクタール、農地面積全体に占める割合としては2.33%でございまして、県平均が21.95%ですので、県内の中でも一番耕作放棄の土地の率としては一番低くなっております。ただ、就業農業者の平均年齢を見ますと、県平均が66.9歳でありまして、それを2.3歳上回る69.2歳ということで、農業従事者の高齢化は進んでおります。

このため松前町では、高齢化や後継者がいないといったような理由で今後農業を継続す

ることができない農業者に対しましては、農業委員さんを通じて地域の担い手を探し、耕作を依頼してできるだけ耕作放棄地にならないように努めています。また、農業委員さんが年に1回、農地の現況を確認するために一筆ごとの農地パトロールを実施しております。農地再生への改善を図っているところであります。

また、住民からの通報があつて耕作放棄地が判明した場合には、農業委員会が所有者または耕作者に対しまして指導文書を送り、適正な管理をお願いしております。そして、それでも対応していただけない場合には、実際にお尋ねをして問題の解決を図っております。その結果、25年度1年間見ましても11件、面積にして1.7ヘクタールの農地が適正に管理されるようになりました。

また、24年度から始まった地域が抱える人と農地の問題を解決するためのいわゆる人・農地プランを活用しまして、農地の集積を図るほか、持続可能な力強い農業を実現するために、農地集積及び意欲のある新規の就農者の育成に努めて、できるだけ耕作放棄地が発生しないようにしていきたいというふうに考えております。

あとの質問につきましては、教育長並びに担当部長からお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） それでは、子供たちへの防災教育についてお答えをいたします。

文部科学省は、東日本大震災を契機として防災教育を見直すため、平成24年4月、防災を含む学校における安全に関する取り組みを効果的に推進するための学校安全の推進に関する計画を策定いたしました。この計画によって本町におきましても、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するためには、災害に対する知識や的確な判断力と行動力を養うことが必要であり、そのため共通する教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育活動全体を通じた防災教育に取り組んでおります。

具体的には、各教科に防災教育の視点を取り入れ、中学校1年の社会で各種の災害の原因やそれへの対策について学習したり、3年生の理科で地震や火災における被害や水害について学んだり、そのほか消防署の見学や地域の自主防災組織の活動への参加などを行っております。

子供たちへの防災教育は、発達段階に応じた内容の指導が必要であります。幼稚園では、地震が起きたとき、先生の指導に従い落ちついて行動できるように、小学校では、いろいろな災害の怖さを知り、安全な行動ができるようにするとともにほかの人の安全にも気配りができるように、また中学校では、日常の備えや生徒自身の判断でみずから行動するとともに、地域の防災活動や災害が起きたときの助け合い、いわゆる自助、共助の大切さを理解し進んで行動できるようになど、それぞれの年齢や学年に応じた、さらにきめ細かい防災教育を行いたいと考えております。

また、松前町では学校の防災担当者で組織します防災教育推進連絡協議会を設置し、今

年度も県から学校防災アドバイザーを講師に迎え、学校の防災マニュアルの見直し、町の防災担当者との意見交換など、防災対策の研修を実施いたしました。学校は地域の避難場所となることから、学校と地域との連携は重要であります。地域の自主防災組織や防災担当職員と連携を図りながら、実践的な防災教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、子育て支援についてお答えいたします。

国が進めております子ども・子育て支援新制度は、教育、保育の受け皿をふやしたり、多様な支援を用意するなど、支援の量を拡充するとともに支援の質も向上させようというものです。

この制度に基づいて、松前町では現在平成27年度から5年間の具体的な施策等を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を、子ども・子育て会議の意見を聞きながら策定をしているところです。この中で、保育所等が行う延長保育や乳児保育、一時預かり事業などの保育サービスの必要量を見込み、その確保の方策について協議をしております。

例えば、延長保育を実施する保育所やその時間をどうするのか、また乳児保育では実施する保育所や生後何カ月から受け入れるのか、さらには土曜日の午後や休日の保育など今後の保育サービスのあり方やこれらのサービスを実施するための保育所をどう確保するのか、財源はどうかなど住民ニーズも勘案して総合的に検討しているところであります。

以上です。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 今、それぞれについて回答いただきまして、その中でもう少し聞いておきたいなということがございましたので、お伺いをしたいと思います。

まず、耕作放棄地のことで、人・農地プランのことにについてお答えいただいたんですけども、今、この人・農地プランで地域が抱えているそういったことで、実践例として何件ぐらいそういったことで回復をしたとか、そういうことがわかるようでしたら、件数までわからなくてもこういった例がございましたというようなことがあれば教えていただきたいのですが。

○議長（三好勝利） 産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 今現在、松前町内では8地区で人・農地プランを作成しております、それに伴います新規就農者が松前町内に今現在お二人おられます。地域の問題は地域として解決していくということで、現在取り組んでおりますし、今後も人・農地プランの作成地区をふやしていくよう周知に努めております。

以上です。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） さらにこういったことで、今まで抱えてきたことで、後継者の問題とか、高齢になることによって、県内では非常に低い耕作放棄地の割合だということなんですけど、これから減っていくことは大事なんですけれども、ふえていく可能性のほうが多いと思いますので、こういったいろんな方法によって改善していき、そして私が知り得たところではそういった周辺の住民の方にまで健康被害があったというようなこともございましたので、その件については皆さんの御努力でそれは解消されたわけなんですけれども、そういったことがこれからも出てくるという可能性は十分ありますので、またこれからもそういういろんな施策でもって解消していただけるようお願いしていきたいと思えます。

それから、防災教育のことなんですけれども、先ほど教育長のほうからる回答いただきましたけれども、それぞれの段階的な形でその成長に従って指導の方法なども検討され、そして適正に行われているということは把握いたしました。ただその中で、中学校のほうで自主的な行動ということで、地域との連携ということも含めた教育をされているということだったんですけれども、実践的な取り組みとして、具体例的にはお聞きできなかったんですけど、例えば自主防災組織とかそれぞれの地区にあると思うんですけど、そことの連携とかということだったのでしょうか。そういったことについて、実践的な取り組みというのはどんなものだったのか、教えていただけたらと思えます。

○議長（三好勝利） 教育長。

○教育長（永見修一） 中学校における防災教育の実践といいますか、具体的な活動でございますけど、小学校もそうなんですけど、年に2回、3回いわゆる避難訓練、それと避難訓練においては消防署との連携をいただいてやっておりますし、また安全教室、例えば松前町の消防署から救急救命士を招聘して安全教室、心臓マッサージとか、人命救助のためのいろんな方法とか、時期を捉えてそういった実践的な活動を行っております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） そういう救急救命に関することとか、自助に対する考え方として消防署の方とか、そういうことで実際のいろいろな指導を受けておられるという実践例はお聞きしたんですけれども、例えば新居浜のほうなんかで、実際に地域の自主防とかそういったところと一緒に連携して、学校と地域と完全に一緒になった形での地域巡回をしてみたりとか、一緒に避難訓練をされたりとか、そういうような活動の実践例も見えてきている部分もあるんですけど、今後は実際に自分たちの学校から一歩出て、地域と一緒に教育というか実践的なものになるんですけれども、そういったことはお考えになっているのでしょうか。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） 地域との連携でございますけども、それぞれ地域で行事を行っておりますが、例えば文化祭の折に、また運動会の折に地域で自主防災組織の役員の方々が中心になって、時には消防署からも要請をして避難訓練等、防災に関する活動しております。そういった場において、小・中学校の子供たちにも家族で参加していただいて、共助ということでお互いに助け合いながら避難し、またお互いにいろいろと災害に対することをどう対応したらいいかというようなことを学ぶためにも、そういった地域への参加を含めて要請をしているところでもございます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 今後さらにエリアを広げて、そういうふうに地域とさらに密着して、そうすることによって地域をまた知ることができると思いますし、共助の考えもかなり中学生ぐらいでしたら十分把握できるのではないかと思いますので、その辺あたりの従来型のものはもちろんのこと、今後はそういったことにも発展的に防災教育を広げていただけたらというふうに私は期待しております。

そして、3番目の保育のことで、子ども・子育て支援法の中で、会議でいろんなことを決めていくということで、平成27年から実際的にいろいろと動いていかれるということをお聞きいたしました。その中で、いろいろな私が質問しました土曜日の延長保育だけでなく、中身について乳児保育とかそういったもの、それから時間とか実際の必要量とか利用者がどれぐらいいるのかということで、緻密な調査をしてさらにニーズにもっと合ったものにしていくということで、非常に前向きに考えておられるということを理解いたしました。

私がなぜそのような子ども・子育て支援の中でこういう土曜日の午後保育ということをおし上げたかと申しますと、松前町で仕事をされてる方で松山市にお住まいの方などが、松前町でお住まいの方が、自分の住んでいるところから職場へ行き、そして職場の近くに午後からの保育があればずっとそこで保育ができて、自分の自宅へ帰れるということで、松前町にはそれがなかったので、結局やむなく松山市の午後保育のあるところということになると、松山市は待機児童もまだまだ多くて順番がいろいろあって遠いところになってしまうと。これが松前町でそういう土曜日の午後保育がないということを知ってとても残念だったという話を聞きまして、子ども・子育て支援という意味で非常に松前町は力を入れてるということだからこそ、私がこういったところにも十分これから力を入れていっていったら、松前町も仕事をしながら、また子育ても十分対応できる町になっていくのではないかと思いますので、ぜひ、ハードルは幾つもあると思うんですけども、そういったところを一つ一つ超えながらぜひ、土曜日の午後保育を。今は共働きの方で、しかも土曜日の午後からも仕事をしてらっしゃる方も結構多いんですね。そして、家

庭で見たり、前、昔の話でしたら、おじいちゃん、おばあちゃんが見るとかそういうようなこともあったんですけども、なかなか核家族とかそういった家庭のいろんな事情で、そういうようなことのニーズが今ふえているというような背景があると思います。そういうことで、これからもそれらに向けてなるべく早く実践できるようにお願いしたいところでございます。

それでは、私のほうからの質問は以上とさせていただきます。

○議長（三好勝利） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

9番松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） 9番、公明党の松本一二美でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

小さな声、一人の声を議会に届け形にできる議員として、またヒマワリの町松前町が笑顔いっぱいになるように一生懸命質問させていただきます。

初めに、学校の教育環境について質問をさせていただきます。授業の教育環境についてお伺いをいたします。

子供たちの教育環境の最たるものは、教師だと思っております。行政として取り組めることはたくさんあります。安全・安心の環境は耐震化を初め、当町でも大きく進展をしております。校区の学校を子供たちは利用していますが、子供たちは教育環境を選ばません。近年のSNS、ネットの利用は低年齢化し、大人顔負けで子供たちは簡単に使いこなしています。

以前にも質問をさせていただきましたが、授業で使用する電子黒板の導入の現状についてお伺いをいたします。

全国他市町では普及が進んでおります。日本教育情報化振興会はことしの6月、第9回教育用コンピューター等に関するアンケート調査報告書を公表しておりますが、その中では大型提示装置が学校に1台以上ある割合はプロジェクターが90.6%、電子黒板は75.3%であることが明らかになっております。授業が視覚、聴覚を生かした興味深い内容になると好評のようです。授業がわかりやすく児童・生徒の理解度の向上につながるのであれば、電子黒板は必要と考えます。前回は質問をさせていただきましたが、前回の質疑の中ではパソコンが苦手の教師がいるからということも電子黒板を導入しない理由だと記憶しております。電子黒板導入についての現状と見解及び教育環境の格差について御所見をお伺いいたします。

教育環境としての観点から、もう一点、デイジー教科書についてお伺いをいたします。

読み書きに困難を伴う学習障害、LDなどがある児童・生徒は1クラスに2.5人程度いると推計されております。こうした子供たちは意欲があっても教科書が読めないことで、授業についていくことができない、どんどん勉強がおくれていくので、学校に行きたくて

も行けなくなってしまう場合が多いようです。学習障害などのある児童・生徒のためのデジタル教科書、いわゆるデイジー教科書についてお伺いをいたします。

教科書をそのまま使用することが困難な児童・生徒に役立つデジタル教科書として、デイジー教科書は注目されています。これまで本が読めないと思われていた子供たちに読書の可能性が広がっています。デジタル教科書は、このような児童・生徒のために教科書をパソコンでテキスト文書、音声、画像を同時に再生し、さらにテキスト文書は読んでいる部分の色が反転します。また、文字の大きさや読むスピードなどの調整も可能で、一人一人の状態に合った本を提供することができるものであります。このデジタル教科書をデイジー教科書と申します。

平成20年9月には、障がいのある児童及び生徒のための教科書用特定図書等の普及の促進に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。教科書バリアフリー法の施行を機に、通常の教科書の内容をパソコンなどを活用し音声や文字で同時に再生する、今説明したデイジー教科書の作成が可能になりました。さらに、著作権法の改正によりこれまでの制約が大幅に緩和され、特別支援教育の現場や保護者の間で利用が広がるようになりました。文部科学省の調査においても、印刷物だけでは情報を得ることのできなかった人への支援ツールとして活用することで、学習障害、発達障害のある児童・生徒の保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及促進への期待が高まっています。

当町においては、学習障害や発達障害の疑いのある児童・生徒、読み書きに困難がある方はどのくらいおられますでしょうか。デイジー教科書の各学校及び発達障害のある児童・生徒の保護者への普及啓発及び利用状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目として、障がいのある子供たちにとって、デイジー教科書などデジタル教科書はあったほうが良いというものではなくて、ほかの子供たちと同じように教科書を読めるようになるためにはなくてはならないものと考えます。発達障害のある児童・生徒の学習を支援するツールとして、今後積極的な活用の推進を図ってはどうかと思いますが、あわせて御所見をお伺いいたします。

2番目に、高齢者対策としてこんにちはおじいちゃん・おばあちゃん事業の考えについて質問をさせていただきます。

包括支援の取り組みについて、前回の議会でも質問をさせていただきましたが、今後各自治体での地域性を重視した独自の取り組みが必要ですし、高齢者お一人お一人が住みなれた地域で生活し、健康で長生きしていただくための施策を行政と一体になって考えていくことが大事です。こんにちは赤ちゃん事業は、当町でも力を入れて実施しており、子育て支援の一つとして初めての子育てを経験する新米ママの応援に大いに役立っています。

困ったことを気軽に相談できるきっかけになっていますし、行政としても赤ちゃんの発育の確認にもなっています。

そこで、こんにちはおじいちゃん・おばあちゃん事業を提案します。これは私がつけたんですが、高齢者の健康維持のための施策は当町もいろいろ取り組んでいます。今月募集しているにこにこ笑みステップ運動、水中楽々運動など、健康講座は受講に制限がかかるほど人気があります。また、サロン事業は地域の方々の御協力もあり、現在は町内全域に普及しています。サロン事業は開始より10年以上になるところもあり、また多種多様な中身を取り入れながら実施していただいていますし、参加者も生き生きと集っています。

問題は、地域行事に参加されないひきこもりの高齢者です。認知症が進むと生活していくための支援が必要になるにもかかわらず、本人にかかわる身の回りの問題が大きくなってしまふ現状があります。行政支援として、お悩み相談があるまで待っているという受け身ではなく、積極的に出かけて把握する支援も必要ではないかと考えます。

こんにちはおじいちゃん・おばあちゃん事業は、老老介護などの高齢者宅を訪問し元気と安心と情報を提供し、お困り事を聞いて帰る、ひきこもりをなくし安心や健康維持につながる橋渡しなどのような心温まる事業になれば、もっと住みやすいまちづくりができるのではないのでしょうか。包括支援の取り組みは、受け身ではなく積極的に行動しましょう。高齢者支援としてこんにちはおじいちゃん・おばあちゃん事業の取り組みの考えをお伺いいたします。

次に、空き家対策について質問します。

先月19日、国会におきまして空き家対策の特別措置法が成立しました。空き家問題は、都会に限らず地方でも問題になっています。現在空き家は全国で約820万戸、住宅全体の13.5%、20年前に比べますと約370万戸も増加し、今後さらに高齢化、人口減少により進むことが予想されています。

当町においては、これまで先進的に空き家対策に力を入れています。老朽放置建物除去事業として、老朽化し安全に問題が生じている老朽放置建物取り壊しに補助金をつけて推進し、一定の地域においては住環境の安全対策に貢献しております。空き家のままで放置され老朽化が進むと、景観だけでなく不審者の侵入など事件、事故につながりかねません。

今回空き家対策の特別措置法の成立により、より一層松前町内の住環境と安心・安全が図られることに期待をしております。空き家対策の特別措置法は、税情報の活用で負担を軽減する、市町村による立入調査権限を定める、倒壊のおそれがあり衛生面で有害、著しく景観を損なっているなどに該当する特定空き家に関して、市町村が所有者に撤去や修繕を命じることができると明記しています。所有権がわからない場合でも倒壊のおそれなどがある空き家に立ち入り、危険などを調査できることが盛り込まれています。さらに、

市町村が必要と判断した場合、空き家の除去や修繕を所有者に命令できるほか、命令に従わなかった場合は市町村が強制的に除去できるとしています。また、特定空き家は空き家でも住宅が建っていれば、住宅用地の固定資産税が更地の6分の1に軽減される現行の特別措置も見直すことになっていることから、町の税収もふえることが予想され、自治体に多くのメリットがあると考えます。しかし、空き家になっている理由の多くは、空き家の管理者や所有者が遠隔地に住んでいることから、対応に配慮も必要です。当町としての空き家対策の特別措置法の取り組みをお伺いいたします。

また、空き家対策に関連してですが、空き家になることが予想される時点で、老朽化や放置対策として、業者による管理の紹介、提案が有効と考えます。通風、通水で老朽化は一定防げます。遠隔地において所有者が管理できない場合、通風、通水を業者に依頼するのも効果があります。あっせん等は問題が生じると懸念をされるところですが、現在耐震化無料相談を当町では積極的、持続的に実施をしています。安全・安心の観点から空き家対策の補助的役割として、管理ができずに空き家になっている、またなりそうな所有者に対して業者による管理を紹介することも一案と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

4番目として、期日前投票に関して、投票所入場券の裏に宣誓書欄について質問をします。

期日前投票制度が実施されて10年以上経過します。期日前投票も国民の間で認識され、多くの方が利用されておられますが、期日前投票を体験された方からの苦情を耳にします。宣誓書を記入する際に説明はあるが、周りの人がじっと見ているので緊張した。上がってしまい手が震え、投票するときには頭の中が真っ白になった。特に高齢者の方はプレッシャーが大きいようです。有権者が期日前投票をするときに、投票日当日指定投票所に行けない理由を書く宣誓書について、投票所入場券の裏に宣誓書欄を印刷しておくことで、期日前投票所で宣誓書記入に時間がかからず、また有権者の利便性を高める手段になると考えます。

(7番村井慶太郎議員「きじつまえ」の声あり)

インターネットで調べましたら「きじつぜん」とありました。「きじつまえ」とも言うということで、「きじつぜん」とありましたので、きのう再確認をさせていただきましたので。村井議員。「きじつぜん」と書いてありました。

有権者が期日前投票するときには本当に役に立つと考えており、質問させていただいております。有権者の利便性の向上のために、投票所入場券の裏面に宣誓書欄の作成を提案しますが、当町の見解をお伺いいたします。

最後に、子育て支援について質問します。

松前町ホームページの充実で子育て支援をについてお伺いをいたします。

現代の子育て世代は、即スマホ世代です。スマホといわれる多機能携帯電話はインターネットが接続していて、いつでもどこでも見られる便利さがあります。子育て世代の多くの方が利用している多機能携帯電話を活用した情報発信は有効と考えます。子育て情報をよりわかりやすく取得するために、松前町ホームページに子育て情報サイトの設置を提案いたします。町発行の広報紙はありますが、身近にあるスマホから町のサイトを開くだけで、今欲しい情報がすぐわかり子育ての応援になれるような取り組みを提案いたします。

例えば、保健センターからの乳幼児健診のお知らせ、夜間休日診療所の案内、子育て相談の案内、イベント案内などはどうでしょうか。ごみカレンダーの情報やごみ分別のお知らせなども子育てに役立つ情報になりますし、ホームページの充実にもつながります。松前町ホームページですから、誰でも見ることができますし、子育て支援の優しい心遣いと応援になると考えますが、御見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問といたします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

空き家対策についての御質問でございますけれども、おっしゃるように全国的にも空き家の数は相当ふえておりまして、大きな問題になっております。松前町におきましても旧の新立・本村地区を中心に住宅密集地では空き家がかなりふえてきております。このような空き家につきましては、防災あるいは防犯、衛生面、そういった生活環境に深刻な影響を及ぼしておりますので、各自治体においてさまざまな対策が検討されているところであります。

松前町では、全国に先駆けて平成20年度から人口の密集している地域内の空き家を除却する、つまり取り壊す方に対して補助金を交付する事業、これを始めるとともに平成23年度からは空き家が多く存在している新立・本村地区を対象に土地を寄附してもらうことを前提に、町が空き家を除却する事業を開始しております。これまでに10件の空き家が補助金を利用して取り壊されておりますし、19件の空き家を町が取り除いております。また、空き家の相続人などと交渉を続けた結果、現時点でも10件の相続人などから除却事業を実施する旨の同意を得ております。ただ、このように空き家を除却するに当たりましては大半の方が相続人が確定をし全員の同意を得なきゃなりませんので、長い場合は1年以上かかるという、除却するのに大変苦勞をしているところであります。

このような松前町の取り組みは、実はことしの9月に松前町で全国町村会の政務調査会を開催しまして、各県の町村会長にも実際に空き家対策の事例を説明し、また現地の視察もしてもらいました。各県、各自治体とも大変苦勞しておりますので、この松前町の取り組みについては非常に参考になると評価をいただいております。この補助事業あるいは除

却事業につきましては、地域内の住環境の改善、あるいは火災などの災害を未然に防ぐためにも、今後も推進をしていきたいというふうに考えております。

議員おっしゃったように、先月空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されまして、市町村が空き家等対策計画を定めることができ、特に放置をすれば倒壊もしくは保安上危険になるおそれがある特定空き家等に対しましては、所有者などに除却や修繕などの措置をとるよう助言、勧告、命令、場合によっては行政代執行できるようになっております。実際、実施に要する補助、あるいは地方交付税制度の措置並びに国や都道府県が税制上の措置をどうしてくれるのか、こういった、あるいは地方公共団体がどういったことでそういった措置をとることができるのか、その辺のところは明示をされておりますが、ただこの法律はまだ施行されておられませんので、基本的な指針、あるいは今述べましたような税制上の措置などが具体的に示された時点で、どのように取り組んでいくかを判断したいというふうに考えております。

それから、御質問いただいた空き家になることが予想される時点の取り組みというふうに御質問いただきましたけれども、なかなか予想するというのはこちらでは難しいんです。だから、もし住んでらっしゃる方が、いついつ退去してあとが空き家になりますよというような相談があれば、例えば不動産業者に御相談をしたらどうですかといった助言をすることは可能だと。ただ、特定の不動産業者を紹介することはできませんが、そういった相談に応じることはできますので、もし申し出があれば積極的に対応していきたいというふうに考えております。

他の質問につきましては、教育長並びに担当課長からお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） それでは、学校の教育環境についてお答えをいたします。

I C T（情報通信技術）が大きく進展する中、パソコンや電子黒板などを使って情報化社会の変化に対応できる力を身につけることは、大変重要だと思っております。そのため、本町におきましては、過去に電子黒板を使った学習について、現場の先生の意見を聞きながら検討を行ってきましたが、要望も少なく、また価格が高額であるなどで、電子黒板の導入は見送ってきました。しかし最近、学校現場から電子黒板を含めた I C T の導入の要望が出てきており、また国におきましても、第 2 期教育振興基本計画の中で教育の I C T 化への積極的な取り組みを表明していることから、今後学校現場の意見を聞きながら、電子黒板やデジタルテレビなどの導入による学習環境を整え、格差のない教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、デイジー教科書についてでございますが、今年度、教育支援委員会において、ふだんは通常の学級で学習しながら、言葉などの指導で個別、専門的な支援が必要な児童・生徒は 72 名となっております。デイジー教科書とは、音声を聞きながらハイライトされた

テキストを読み、同時に画面上で絵を見ることができるものでございます。平成20年施行の教科用特定図書普及促進法、いわゆる教科書バリアフリー法と著作権法の改正によりまして、発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障がいのある児童・生徒のための拡大教科書やデジタル化されたマルチメディアダイジエ教科書が製作できるようになり、現在全国で約2,000人の児童・生徒に提供されております。ただ、松前町内の小・中学校でダイジエ教科書の利用が必要な状況の子供がいないため、現在利用しておりません。今後有用性や効果を検証し、児童・生徒の実態に合わせた活用法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 高齢者支援についてお答えをいたします。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、介護サービスを初め、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供され、円滑に利用できる環境を整えることが重要であると考えております。

松前町では5カ所の在宅介護支援センターに委託して、65歳以上の支援が必要と思われる高齢者宅を月に1回訪問をして介護予防や介護サービスなど、高齢者の生活支援について相談に応じており、平成25年度の延べ訪問件数は1,168件となっております。そこで出された相談は、その内容に応じて定期的に地域ケア会議などで検討し、それぞれの高齢者に最適な支援ができるように生かしております。また、各地域で実施しているふれあい・いきいきサロンは、ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者が気軽に外に出てレクリエーションやゲームなどを行い、お互いに交流し楽しく過ごすというもので、寝たきりや認知症にならないよう予防するという効果もございます。町といたしましてもサロンにできるだけ多くの方が参加していただけるよう、民生・児童委員や見守り推進員に閉じこもりがちとなっている高齢者の皆さんに呼びかけをお願いするとともに、地域の実情に応じたサロン活動ができるように町社会福祉協議会と連携しながら、さらなる支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 金子選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（金子知芳） 私のほうからは、期日前投票についてお答えいたします。

期日前投票制度は、投票日当日に仕事、旅行、入院等で投票できない方のために平成15年に導入されました。この制度が導入され10年がたち、制度は確実に定着をしております。期日前投票をするためには、選挙当日投票をすることができない理由などの必要事項を記入した宣誓書を提出しなければなりません。現在当町では期日前投票所受付において

宣誓書の記入をお願いしているところでございます。

投票場入場券につきましては、表に投票日、時間、場所を、裏に期日前投票に関する注意事項を記載して有権者に送付しています。御指摘のように、現在松前町の入場券ははがきサイズでございますが、この入場券の裏面にさらに宣誓書の欄を設ければ、記載してある文字が小さくなり、読みにくいものになるというふうに考えております。しかしながら、宣誓書を自宅であらかじめ記入しておき期日前投票所に持参することは、投票者の期日前投票所での時間短縮など効率化につながるということが考えられることから、町のホームページから、期日前投票所に置いてある宣誓書と同じ宣誓書をダウンロードして使用できるよう取り組んでみたいというふうに考えております。ただ、パソコン等の利用ができない方や、高齢者、障害者等で記入の仕方がわからない方は、これまでどおり期日前投票所で書いていただくことにはなりますが、記入方法等について一人一人丁寧に対応しております。そういった方にとりましても利用しやすい状況というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 私のほうからは、子育て支援についてお答えをいたします。

子育て支援に関する情報は、保健サービス、福祉サービス、各種相談事業、医療サービス等多岐にわたっております。現在はそれぞれの所管において、広報まさきや町のホームページなどにより住民に情報提供を行っております。来年度から新しい子ども・子育て支援新制度がスタートすることになっております。この支援制度の周知も含めて今後情報の集約と充実を図り、町民にわかりやすく伝えていくことが必要であると考えております。現在、子育て支援センターを中心に子育てに関する情報の集約を行っております。周知の方法の一つとして、ホームページの活用を考えておりますので、他市町村のものを参考にしながらできるだけ利用しやすいものにしたいと考えております。

なお、今年度開催した笑顔の種まきリレー講座の内容や、子ども・子育て支援新制度の概要を含めた子育て情報を取りまとめた子育てサポートマップ、サポートブックを作成中ですので、これが完成したときには、子育て世帯を中心に配布をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 再質問をさせていただきます。通告の順番で行います。

初めに、学校教育の環境でございます。本当に子供は選べません。この質問でございますが、何年前にもさせていただきましたが、周りが変わったということで当町も今、教育長のほうから前向きに考えるということで答弁をいただいたかと認識をしました。

他校から転任された先生方は、電子黒板がある環境で授業を行っておられた先生方もお

られるということでこういう声もあるということで、早急にお金はかかるかもしれませんが町長、ぜひ取り組んでいただけたらと思っております。

また、デイジー教科書について、当町には72名の該当する子供さんがおられるということで、教育長のほうからお話ししていただきましたが、この中で必要ないと認識をしたということなんです、72名もおられたら本当に必要がないということはないんじゃないかと。ぜひ、現場の声に耳を傾けていただき、また保護者等々にも連携をとりながら対応していただきたいと、これは要望しておきますので、よろしく願いをします。

2番目の高齢者対策のこんにちはおじいちゃん・おばあちゃん事業ですが、これは確認をさせていただきますが、65歳以上の月1回訪問してますということで、山本課長のほうから答弁いただきましたが、前回9月の議会のほうで高齢者世帯の現状と推計のこと、また独居高齢者の人数を教えてくださいましたが、65歳以上月1回訪問っていうのはどういう対象、これをもう一回確認をいたします。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 65歳以上の月1回訪問というのは、松前町に在住する方で支援が必要と思われる高齢者の方でございます。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 高齢者、老老介護の方もたくさん町内にふえました。そういう方々は、例えば奥様はお元気でも御主人がひきこもりがちとか、訪問させていただいてもなかなか御主人の顔を見ないとか、家庭の中に入ればさまざまな問題等とはございますが、そういうひきこもりがちの方をいかに健康でいていただくかということの事業の提案をさせていただきました。

再度になりますが、町内では、ことしの8月現在で65歳以上の高齢者のみの世帯が3,879世帯いると。また、見守りが必要な独居高齢者数は現在8月末で610人おられるということで、当町としての郵便屋さんとかいろんな方を巻き込みながら応援をいただきながら、事故なく過ごしていただくためにいろんな工夫をされておりますが、例えば認知症に対してのキャラバンメイトは当町には26名おられると、6月の議会だったと思うんですが答弁していただきましたが、そういういろんなことを巻き込みながら訪問するというのも一つの方法ではないかと思っております。

声が上がってから動くというのではなくて、事前にこういう町の応援体制がありますよというそういう事前の訪問事業というのが、ひいてはそういう方の支援につながるのではないかと思っておりますが、山本課長が言われた現在支援が必要な方に対しての訪問、確認ではなくって、事前にいろんなことを想定しての事業の考えというのを提案をさせていただきましたが、そういう私の思いは事業側としては難しいんでしょうか。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） ひきこもりがちの方をいかに出てきてもらうかというふうなことは、大切なことだろうと思います。

今現在、民生委員さんそれから見守り推進員さん等、独居高齢者宅を訪ねておまして、そういったことでこちらからもできるだけ出向いて、こちらからのほうからも出向いていっておりますので、そういった方向で閉じこもりがちの高齢者宅へ出向いていって、できるだけ多くの方が相談できるような方向にしたいというふうには考えております。

先ほど、サロン活動を今現在各地域のほうで行っておりますので、そういったものに積極的に参加していただけるような方向でさらなる支援を図っていきたいというふうには考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 包括支援の取り組みはこれから始まるところであります。例えば問題があるところに訪問したときに、何で来たんで、誰から聞いたんでみたいな松前町弁で言われて物おじするようなことも想像されますので、名前はともかくとしてこういう訪問事業をしてるという、そういうのがあれば大手を振っていけるというか、こういう事業をしてるので寄せていただきましたということでできるのではないかと考えますので、またこれから担当課としてもいろんな方法を考えていただきたいと、それは思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3番目に、空き家対策について再質問をさせていただきます。

町長のほうからも、9月に町村会のほうで皆さんに松前はすごいなと言っていたということでお聞きしました。私も議員としていろんな市、町の議員からすごいなということの前から言ってくれておりますし、鼻高々な事業の一つであります。

また、全国的に空き家対策が問題になってるということで、法改正も、法律は施行されるということで来年の6月と聞いておりますが、またこれから町としてもいろんなことが前向きに取り組んでいけると期待しております。

今、町長のほうから現在10件が進行中ということで、今までにも19件できてということで、1件するのにいろんな相続の問題等々裁判に係ったり、またお金が絡んだりということで難しいというのは、現場の担当課のところに行っても1件がこのぐらいあるということで、ファイルが並んでのを見たんですが、1年以上かかるということであります、すごい事業を町がしてるということで、ぜひこの10件に関しても早急にできるように、また多少補正予算等々が要ったとしても他市、全国に自慢ができる事業を前からやってるということなので、ぜひ取り組んでいただきたいと念願をしております。

新立・本村の一定地域に係りますが、またこれからは町全体に及ぶかという明るいものありますが、期待をしておりますので。答弁はどうでしょう、町長、前向きの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 今御指摘にありましたように、これからも恐らく先ほどの高齢者の問題じゃありませんけれども、ひとり暮らしの方がふえていって、亡くなっても誰もわからないといったようなケースも出てきますので、そういったことについては十分注視をしながらやっていきます。

ただ、先ほど御質問の中にはございませんでしたけれども、除却するまでに1年以上はかかるという苦労はあると同時に、実は19件、町のほうで除却をして町の土地にはなってるんです。ところが、全部面積は小さいわけです。なかなか町の土地になったからといって、それを売却して何かするということはできないんですよ。そうすると、これからこういう土地をどういうふうに活用といいますか維持をしていくかというのは、今担当課のほうで今検討させておりますけれども、できれば防犯、防災、特に防災の問題がありますので、地域の方々と話をして、ただ防災倉庫のようなものを、たとえ1カ所、2カ所でもいいから、そういったことも考えればということで、これから除却した土地をどういう形で維持をしました活用していくか、この辺のところはまた地域の方々と相談をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 私も新立・本村地域を歩いて回らせていただいたときに、風が通るといふか光が差し込むといふか、ほっとする憩いの場所的のところ、1つふえ2つふえってことで、期待をしております。防災関係に関しても、大きな前進になるかと思えますし、またそこを例えば周りの方が野菜を植えるとか椅子を置くとか、それは今町長おっしゃったように、地域を巻き込んで進めていただけたらと思います。

4番目です、期日前投票に関して。金子課長のほうから。

以前にも同じような質問を私はさせていただいたんですが、同じ答弁でございました。松前町のホームページからインターネットを利用してダウンロードできるというのは知っておりますし、またそれは一定の方しかできないというのも担当課長のほうから述べていただいたとおりでありますが、そういうことをできない方が、期日前投票場に足を運んでしてはいただいていると思うんですが、それでもプレッシャーがかかるということなので、またこれは、例えば私調べたら、那覇市とか鳥羽市とかいろんなところでいろんな工夫をされながらしてる状況もあります。はがきが小さいということですが、それにかかわらずいろんな工夫をされておられますので、またそれは検討していただきたいと思います。

最後に、子育て支援の件のホームページです。

担当課長のほうから、来年度から充実をさせていこうという、そういう答弁と受け取らせていただきました。

子育てされておられる新米ママさんは、不安もいっぱいありますが情報は大好きですの

で。私が大好きと言ってもあれですけど、情報を受けるのは得意ですのでスマホから、そういうのでいろんな情報を小まめに発信をしていただいて、ホームページが見やすくなるように期待をしております。なかなか私もホームページを見て情報を受けようとするときに、どこに入っていったらいいかというのがなかなか難しいので、松前町のホームページを開けたらそこに子育てサイトがあるというぐらい頑張っていたらいいと念願をします。

住みやすい町、ヒマワリのように。これを持ってきたんですけど、町長、ヒマワリがいっぱい咲くように、皆さんの笑顔がふえるように、しっかり皆さんの声を代弁する議員としても頑張らせていただきたいと思います。前向きな答弁をいっぱいありがとうございました。またしっかり頑張ります。ありがとうございました。

終わります。

○議長（三好勝利） 松本一二美議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き再開をいたします。

3番加藤博徳議員。

○3番（加藤博徳議員） 議席番号3番加藤博徳が議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をいたします。

まず初めに、JR貨物車両基地移転に伴い、松前町に該当する環境アセスメントについてお尋ねをいたします。

愛媛県では、松山駅貨物・車両基地を鶴吉地区へ移転するに伴い、事前に周辺環境の影響を調べ、その結果を平成19年11月に環境影響評価表を作成し、729ページにも及ぶ形で発表し公開しています。

その内容は、町民へ地区単位で周知することになっていますが、ことし9月の議会での理事者の答弁では、各地区への説明は実施していないとことが明らかになりました。これは明らかに町民への周知が不足していると思われれます。そのことについてお尋ねをいたします。

この環境影響評価表は、どこが責任を持って地域に説明することになっておったのですか。また、明らかに説明不足と思いますが、今後どうされるのでしょうか。

迷惑施設が来る見返り事業との発言がありますが、松前町における迷惑はどのようなものがあるのか、具体的な数値で説明してください。

環境影響評価表の中に、北伊予地区に関係する項目で評価値がない項目があります。県の環境影響評価事業であります。松前町としてどのように対応していくのですか。

地域との調整は誰がどのようにするのかお尋ねします。

環境影響評価表を公告、縦覧及び住民説明会の後、周辺住民の意見書の中に、工事完成後予測が違い重大な影響が出たときは誰が責任をとるのですかという項目がありますが、この件についてはいかがでしょうか。

例えば、松前町内の各踏切遮断時間の具体的な表示がなく、現在松山地区は具体的な数字があるが、松山駅と重信川では高架橋になるから実質的に何ら遮断の時間は問題ありません。その影響は全て松前町、特に北伊予駅間に多大の遮断の影響があると思います。平成24年12月の理事者答弁では、増加分は夜間に移動するから昼間に影響がないと答弁があり、ことしの9月の議会でもほぼ同様の答弁がありましたが本当でしょうか、具体的にお答えください。

北伊予住民の方が県に問い合わせをしますと、松前町の答えと違うと言われましたそうです。どうすれば納得のいく説明が聞けるのか、見解をお聞かせください。

騒音やその他についても北伊予地区での影響評価表がないと思いますが、今後どうされるのでしょうか。

次に、認定についてお尋ねをいたします。

町道認定の基本的な考え方は、地域要望で町道をつくる場合、道路用地の一部は地権者の提供が原則となっていると認識しています。申請時には関係地権者の承諾書も添えての申請方法に変わりはありませんか、お尋ねをいたします。

次に、まことに残念な質問をしなくてはなりません。職員の接客態度についてお尋ねをいたします。

ことし10月の朝、役場駐車場で役場から出てきた友人に久しぶりにばったり会いました。ある会社の専務さんで、社員採用時には必ず応募者と面接をしている方だそうです。挨拶もほどほどに私と会うや否や、どうなってんの、この役場の職員の態度、悪過ぎる。私がこの会社の社長ならすぐさま首、あしたから来んでいいよと指導するという捨てぜりふ。よほど腹が立ったのだと思い、まあまあと言いながら話を聞き、説明はいたしました。本人はそのつもりではないと思いますが、受け手のとり方で大きく変わります。全員ではないとは思いますが、自分自身にも水を浴びせかけられたような気持ちで、大変情けなく思いました。町民に対し奉仕の立場であろうと思いますが、役場内でのコンプライアンス含め倫理規定での日ごろのどのような指導をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備事業対策事業の対象範囲についてお尋ねいたします。

愛媛県の話では、広い意味での整備事業として実施しますとのことでしたが、そのため平成22年4月1日に、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業補助金交付要領を制定

し、事業費のうち国が半分、残りを県と松前町が折半ですが、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業に該当するのであれば、実施しようとする事業の事業費は全て県が出すべきだと思います。愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業に該当する事業項目と総事業費、また松前町が負担する総金額を示してください。特に、鶴吉地区についても詳細にお答えください。

次に、議会の議決についてお尋ねをいたします。

北伊予駅自由通路事業の議会議決日は、昨年9月の議会の中で町道認定したことがこの事業の議会議決であると理事者から答弁をいただきました。しかし、JRから提出された書類にはその議決以前の25年7月5日に協議締結しています。26年9月の理事者答弁の中で、この事業の議会議決は協議締結のため議会の議決は必要ないと言われました。協議締結のみならず、協議書の中には表記金額のない、松前町が費用の全てを負担しますと書いてあります。金額がおおむね5,000万円を超えるとすれば、議会の金額議決が必要であると思いますが、いかがですか。誰が決裁いたしましたか。その押印決裁記録はありますか。

次に、町の財産処分及び財産取得する場合についてお尋ねをいたします。

誰がどのように協議して決定するのか、議会すなわち町民の意向は考慮する仕組みはないのでしょうか。

松前町が財産を購入や処分する場合、地域などへの要望を最大限配慮できないのか。ちなみに若葉保育所跡地については、地元3地区より跡地利用の要望があると聞いております。この件についてどのようにお考えなのでしょうか。

また、9月議会の一般質問締め切り当日に、全員協議会の場で説明がありました庁舎北側駐車場の処理については、松前町が購入しないことになりましたの説明だけでは、町民にとって突然な話で終わってしまいました。現状の利便性から考えても、町民の意向と大きくかけ離れていると思います。また、地域の方からも同様の意見をたくさんいただきました。町民及び議会に対し周知、説明の期間が短く、議会としての検討の余地が全くなかったのは議会軽視ではないのでしょうか。今回どうしてそのようになったのでしょうか。

購入金額が5,000万円を超える場合は、当然議会の議決が必要ですから、当初から説明が必要ではなかったかと思いますので、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

栗田副町長。

○副町長（栗田哲志） 私のほうからは、職員の接客態度についてお答えをいたします。

今加藤議員さんが職員の態度についての質問がありましたが、このことについて私も残念には思っております。

本町におきましては、職員個々のレベルアップと社会環境に柔軟に対応できるように、さまざまな研修を受講させております。その一つとして、隔年でありますが新規採用職員を対象とした接遇研修を実施いたしております。その中では、組織の一員としての自覚、コミュニケーションのとり方、報告の重要性、窓口対応などを学んでおります。

また、職員として最低限守らなければならないことについてまとめた職員必携を、毎年年度初めに全職員に配付をいたしております。その中では、挨拶、厳格な時間管理、電話対応、服装などについて掲載し、それを常に身近に置き読み返し、そして実行するようにと指導はしております。管理職はさらに率先して実行するとともに、しっかり部下を指導するように言っております。

今後、接遇研修や課内会による指導などを通して、住民の皆さんへの接遇対応の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

後の問題の質問につきましては、中矢副町長と担当部長のほうからお答えをいたします。

以上です。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 私のほうからは、町の財産処分と取得についてお答えをいたします。

御質問の若葉保育所につきましては、現在建物の解体撤去の設計を行っているところであります。その跡地の利用についてはまだ決めておりませんが、西高柳と北川原、そして塩屋の3つの地区から、消防団第9分団の詰所用地としての利用を求める要望書が提出されていることから、建物撤去後こうした要望を踏まえまして今後の方針を検討してまいります。

次に、庁舎北側の駐車場は平成7年より松前公園、文化センターなどの駐車場として利用してきました。この駐車場は、土地所有者と賃貸借契約を結び借り入れていたものであります。その代理人より、所有者が土地の処分を考えており、買い取りについての打診があったため交渉を重ねてきました。しかし、金額面で合意に至らず、本年9月末日をもって返還いたしました。

駐車場の閉鎖に際しましては、入り口に看板を設置したり、広報まさきや町のホームページで事前にお知らせを行いました。

なお、土地の購入及び売却についてですが、予定価格が1,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上になる場合は、議会の議決を得るよう条例で規定されております。

私のほうからは以上であります。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、環境アセスメントについてから順次お答えします。

愛媛県では、J R松山駅付近連続立体交差事業について条例に基づき環境影響評価を行いました。この環境影響評価の説明会は、事業主体である愛媛県が説明会を開催しました。その内容や関係住民への周知、説明が不足しているかについては、松前町は判断する立場にありません。

迷惑施設については、人それぞれ捉え方や感じる度合いが異なりますので、数値であらわすことはできません。

車両基地、貨物基地の整備に伴い、愛媛県は愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業補助金交付要綱を制定し、周辺的生活環境を改善し、地域の活性及び周辺住民の利便性の向上を図る目的で道路や水路の整備事業に補助しています。車両基地、貨物基地が移転した以後、通過する列車の本数については新たに回送列車が基地に出入りします。昼間に通過する列車は増加することになります。

移転後のダイヤ編成については未定で細かいことはわかっておりませんが、朝のラッシュ時や夕方のラッシュ時の回送を極力行わないように努めるとJ R四国から聞いております。

次に、町道認定について基本的な考え方をお答えします。

松前町で町道認定する場合は、一般的には起終点が国道、県道、町道のいずれかに連絡しているものや公共施設に通じる道路などで、議会の議決を経て認定をしています。

事業対象については、愛媛県では平成22年4月1日に愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業補助金交付要綱を制定し、事業種目として市町道整備対策事業、用排水路整備対策事業、地域分断解消施設整備対策事業などがあります。

現時点で想定される総事業費は8億6,000万円で、そのうち松前町の一般財源分は7,600万円となっております。しかし、事業が進捗していく中で変更が生じることがございますので、御了承ください。

このうち鶴吉地区での事業は、田中川、南部排水路、三軒家水路の改修、それに町道東44号線の道路整備、鶴吉水路、これは9号幹線でございますけれども、その改修の5カ所がございます。そのうち3カ所の水路改修は完了しております。事業費といたしましては2億7,500万円となっております。

議会の議決については、松前町が計画している北伊予駅自由通路整備事業については、平成25年7月5日付で事業計画をJ R四国に提出し、平成25年7月24日付でJ R四国から町の計画について基本了承するとの回答を得ております。

地方自治法第96条には議会が議決する項目がありますが、その第1項第5号には、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することがござ

います。

御質問の協議書の取り交わしについては、地方自治法に定める契約行為ではございませんので、議会の議決は必要ありません。

協議に係る決裁については、松前町事務決裁規程に基づき決裁処理をしています。

以上です。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） ちょっとかけ離れた答弁で哑然としておりますが、1点ずつ再質問をさせていただきたいと思えます。

まず1番に、迷惑施設の見返りという迷惑ということについての数値で説明してくださいというのがあったのですが、数値であらわせないというふうにお答えをいただきましたが、数値であらわせないものの代表として、何でその見返りという工事が出てきとるんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 今回の御質問については、松前町といたしましてはあくまで先ほど申しあげましたように、周辺的生活環境を改善して地域の活性及び周辺住民の利便性を向上するという目的で事業を行っておりますので、必ずしも迷惑施設が来るからという見返り事業という捉え方はしておりません。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） そうしましたら、今までの答弁の中で迷惑施設が来る見返り事業という言葉での表現があったと思うんですが、そのあたりはどういうふうな取り扱いになるのでしょうか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） この事業につきましては、J R松山駅付近連続立体交差事業の中で、愛媛県が説明会をした折に地域からの要望等がございました中で、最終的に愛媛県がこの事業については地域の生活環境に寄与するだろうから、これについては事業としては取り上げますということで、その中で以前もお答えしたと思えますけども、この基地に直接タッチするものについては愛媛県が整備いたします、直接タッチしないものについては松前町のほうで整備してください、ただそれについては、県として応分の負担はいたしますという中で愛媛県のほうで採択されたものだというふうに認識しております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） あちこち飛んでるようではありますが、それであれば当初説明不足で、環境影響評価については各地区へ説明するのは県の責任で、松前町は一切関係ないと、こういう解釈でよろしいんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 先ほど最初に述べましたように、これはあくまで事業主体である愛媛県の事業でございますので、その説明については当然事業主体の愛媛県がするものと理解しております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） そうしましたら、ほとんどの地区では説明していないので、先ほども申し上げましたが、市坪から松山駅までは高架橋になります。信号遮断機が8カ所ありますが、全てなくなります。しかし、そこを通過する列車と北伊予まで車両基地まで通過する車両の数というのは全く一緒なんです。にもかかわらず、その環境影響評価がないというのは、この場で話してもしょうがないと、松前町が窓口になってくれないと、こういう解釈でよろしいんですか、住民の方は。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 再度同じ答弁になると思いますけど、あくまで事業主体である愛媛県が考えることであって、それは地域の要望がございましたらば愛媛県にそのようなことがあったということをお伝えすることは可能ですけども、見解と回答については愛媛県がするものだと思います。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） そうしますと、今私がずっとこの関連の質問をしたことについては、愛媛県に聞かなければならないと、全ての意図は愛媛県に尋ねなければならぬという解釈なんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） どのような事業でございまして、どういった影響があるか、またそれによってどういうことが起こり得るかというのは事業主体が考えていくことであると思います。

○議長（三好勝利） 加藤議員、これ水かけ論みたいになつてくるような状態で、結局は、部長が答えるんは愛媛県の県に打診をせえということのように聞こえるんだけど、これはこれで一旦おさめて、次に回したらどうでやろうか。

（3番加藤博徳議員「そうしましたら、議長いいですか」の声あり）

はい。

○3番（加藤博徳議員） 1件だけ、鶴吉地区のことについてですが、鶴吉地区の排水路については、これも県の環境影響評価の中で当初は排水先が大谷川から変わってると思うんですが、その認識はございますか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 申しわけございませんけど、私はそういう認識はござい

ませんでした。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 当初から、ダンダラ水系の南部排水溝に変更になってるんですよ。これに伴って工事の方法もいろいろ変わってると思うんですが、それも合わせて県のほうへ尋ねということであれば、そういうふうな形にしたいと思いますし、そういう県の中での松前町の税金の使われ方についてはもう一度考え直してみたいというふうに、私自身が勉強のし直しをしてみたいというふうに思います。

それでは、車両基地については、そういう答弁でありましたらこれ以上、今議長も言われましたので質問は避けますが、あと一点、町道認定等についてですが、町道認定は町道から町道をつなぐものと、こういうふうに認識してるのですが、それは変わりありませんか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） それでは、昨年9月に認定した北伊予高架橋については、公道と公道をつなぐというところに反している、またそれについては、借地という形という答弁があったんですけれども、そういうふうなことは聞いたことがないのですが、今後ともそういうふうな形でやっていくつもりなんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 自由通路につきましては西側は町道に接しておりますし、東側についてはJRの土地を借地しながらそのすぐ東まで県道が接しておりますので、ですから町道及び県道に接しているというふうに認識しております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 私が先ほど質問の中でしたと思うんですけれども、町道の場合には、どちらも公道に接してないといかんという話があったと思うんですけれども、そういう答弁もあったと思うんですが、借地するというふうなのであれば借地してますよと、100年間相手が借地させてあげますよという証文があって、初めて成り立つんじゃないかと思うんですが、物をつくってから借地にしますという考えはおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 先ほど申し上げましたように、昨年7月の協議におきまして、JRからについては、この土地は借地でお貸しするという事について協議が調っておりますが、事業そのものが進んでおりませんので、具体的な締結等については至っておりません。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 質問の仕方が悪いのか聞き方が悪いのかわかりませんが、論議が前に行きません。まことに残念ですが。

それから、先ほどの財産購入の場合ですが、若葉保育所跡につきましてはぜひとも地元要望等を最大限に考慮していただいて対応していただきたいというふうに思います。

○議長（三好勝利） 若葉保育所の答弁は要らんのですか。

○3番（加藤博徳議員） 今、検討していただくというふうなことでありましたので、地元の要望を最大限配慮していただいて、配慮をお願いしたいということの答弁があったと思うんですが、よろしく願いますというのもおかしいんですが。

それから、先ほど庁舎北側の駐車場の話がありましたが、これはいろんな方からいろんなことを言われています。まして、先ほどの答弁の中で、平成7年よりお借りしてる土地にもかかわらず、金額が合わないからというふうなる細かいところも知っておりますが、町民の意向というのは非常に大事なものがあると思うんです。あれがなくなって、非常に今いろんな催しのときに混乱しております。金銭的なもの、よく町長が言われますが、投資効率、効果と言われますが、これは非常に今後の町行政に、私は残念なことだというふうに思いますし、議会にもっと事前に教えていただくというのがお互いが歩み寄る、町民に歩み寄るというふうなことではないかと思うので、非常に残念であります。

あとるるあるんですが、先ほどの県の対応ということで、私も頭の中が混乱しております。これ以上質問をやめます。また改めてそのあたりは聞きに行きたいと思いますので、これで私の質問は終わります。議長ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて散会をいたします。

午前11時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 早 瀬 武 臣

松前町議会議員 松 本 一 二 美

1 2 月 1 9 日 (第 3 号)

平成26年松前町議会第4回定例会会議録

平成26年12月19日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	7番 村井慶太郎
8番 早瀬武臣	9番 松本一二美	10番 澤田登代一
11番 岡井馨一郎	12番 伊賀上明治	13番 三好勝利
14番 木下淳		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長	栗田哲志
副町長 (防災担当)	中矢博史
教育長	永見修一
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	伊賀上晃
総務課長	金子知芳
財政課長	升田年紀
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳
福祉課長	大政哲志

町民課長	久津那延幸
保険課長	久津那良幸
健康課長	山本有三
まちづくり 課長	玉井信二
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	岡本明
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政博文
議会事務局 書記	仙波晴樹

平成26年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.3

平成26年12月19日(金) 午前10時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第7号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書を求めることについて
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第3 議案第46号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第4 議案第47号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第5 議案第48号 松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第6 議案第49号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第7 議案第50号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第8 議案第51号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第9 議案第52号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第10 議案第54号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決

- 日程第11 議案第55号 松前町手数料条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第12 議案第56号 松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 追加日程第1 議員提出議案第4号 「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出について
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 日程第13 議案第62号 平成26年度松前町一般会計補正予算(第4号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第14 議案第63号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第15 議案第64号 平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第16 議案第65号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第17 議案第66号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第18 議案第67号 平成26年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決

午前10時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

10番澤田登代一議員、11番岡井馨一郎議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 請願第7号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を求めること について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第2、請願第7号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を求めることについてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る12月8日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました請願第7号について審査の内容とその結果について御報告いたします。

本請願は、手話を音声言語の日本語と対等な言語とするための法律の早期制定を求めるものであります。

審査においては、手話が法的に言語として認められていないため、学ぶ機会がなくなっている。聞こえない子供のコミュニケーション能力を育てるために自由に手話を学べる環境が必要である。聴覚や音声、言語機能の障がいのある方の未来を考え、松前町も前向きに取り組むべきであるなどの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致により採択すべきものと決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今委員長から報告がありましたが、ちょっとお聞きしたいのは、紹介議員にお伺いしたいんですけど、いいですかね、紹介議員に質問というんは。

○議長（三好勝利） 村井議員さん、その件に関しては、委員長に質疑を行っていただきたい。答弁は委員長がするようになっております。

(7番村井慶太郎議員「ほうですか、はい、わかりました。それではやめときます」の声あり)

よろしいですか。

(7番村井慶太郎議員「はい」の声あり)

質疑ございません。

(7番村井慶太郎議員「はい」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

採決を行います。

請願第7号を委員長の報告どおり採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員長の報告どおり採択することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第46号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第4 議案第47号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、  
採決)

日程第5 議案第48号 松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正  
する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討  
論、採決)

日程第6 議案第49号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、  
質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第3、議案第46号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第4、議案第47号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第48号松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第49号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

寺下武議員。

○総務産業建設常任委員長（寺下 武議員） 去る12月8日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第46号から議案第49号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第46号については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会の勧告に伴い改定するものです。

審査の過程において、民間企業との比較により給与の改定を行うが、比較対象となる企業の規模についての質疑があり、愛媛県人事委員会では、県内の従業員50人以上の事業所のうち144カ所を無作為に抽出し、職種が公務と類似する22職種について調査を行った結果である。また、県内の各市町においても同様の改定を行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第47号から議案第49号については、改正理由は同じで、職員の給与改定等に伴い、特別職等の期末手当の支給割合の改定を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、3件全て全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第46号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第47号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。



議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第48号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第49号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第50号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第8 議案第51号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第52号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第7、議案第50号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、日程第8、議案第51号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第52号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る12月8日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号から議案第52号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第50号については、介護保険法の改正に伴い、従来厚生労働省令で定められていた介護予防支援の基準を市町村の条例で定めることとされたため、新規に条例を制定するものです。

審査の過程において、基準については、厚生労働省令に従うべき基準と参酌すべき基準と2つがあり、記録の保存については、介護報酬の請求過誤があった場合に対応するため、省令の2年を5年に延長した。これ以外は地域の実情を踏まえ省令のとおりとしたとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号については、介護保険法の改正に伴い、従来厚生労働省令で定められていた介護予防支援の基準を条例で定めることとなったため、この条例中「省令」と規定している箇所を「条例」に改正するものです。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第52号については、介護保険法の改正に伴い、従来厚生労働省令で定められ

ていた基準が県の条例で定めることになったため、現在の条例中「省令」と規定している箇所を「県条例」に改正するものです。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第51号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第52号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第54号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例(上程、  
委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第10、議案第54号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長(加藤博徳議員) 去る12月8日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、健康保険法施行令の一部の改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものです。

審査の過程において、出産時に事故が起こった場合の補償の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられたことによる補償を懸念する意見に対し、これは国が想定したほど事故がなかったため余剰金が出ており、今後万が一事故があった場合には、この余剰金を充当するものであり、補償が下がるものではないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長(三好勝利) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

た。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 5 5 号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第 1 2 議案第 5 6 号 松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第11、議案第55号松前町手数料条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第56号松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る12月8日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号及び議案第56号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第55号については、交付・証明手数料の見直し等を行うものです。

審査の過程において、2つ手数料を200円から300円に改正するが、近隣市町の状況はどうかとの質疑に対し、中予管内では印鑑登録証交付手数料が、松前町、久万高原町以外は300円、身分、身元に関する証明手数料は、松前町以外は300円であるとの答弁がありました。

手数料改正による増収に対する質疑に対し、過去3年間の平均より印鑑登録証の交付手数料が21万1,800円から31万7,700円に、身分、身分に関する証明手数料が5万円から7万5,000円になるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第56号については、一般廃棄物処理業等の許可に係る手数料の見直しをするものです。

審査の過程において、近隣市町との比較に対する質疑に対し、従業員7名規模の事業所の場合、伊予市と同程度になるが、事業所の規模が大きくなると松前町のほうが高くなる。また、手数料の改正については、関係業者に交付事務の負担が大きいことを説明し、理解を求めたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第55号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第56号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

この場にて暫時休憩をしたいと思います。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長(三好勝利) 本会議を再開いたします。

休憩中に加藤博徳議員から「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書が提出されております。

お諮りします。

議員提出議案第4号「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出についてを本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

~~~~~

追加日程第1 議員提出議案第4号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 追加日程第1、議員提出議案第4号「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤博徳議員。

○3番（加藤博徳議員） 議員提出議案第4号「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年12月19日。

松前町議会議長三好勝利様。

提出者、松前町議会議員加藤博徳、賛成者、同岡井馨一郎、同松本一二美、同早瀬武臣、同藤岡緑、同八束正。

提案理由。

手話を音声言語としての日本語と対等な言語とするためには、国において「手話言語法（仮称）」の早期制定が必要である。よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 先ほどは紹介議員にちょっとお聞きしたかったんですけど、委員長に質問じゃないとだめということで紹介議員に質問はやめますが、この意見書の提出はかなりこういうふうなことはいいことやと思うんですけど、この中の文字ですよ、今障害者の害という「がい」は平仮名にせいということで、漢字にかなりなってますが、一番最初の提出のときは、もう障害者の害はもう全部漢字なんです。もう何年も前からこれ言われとんで、これ平仮名にするんはもう常識やと思うんですけど、ここらもうちょっと精査して提出してもらおうと、このまま出すとちょっと松前町議会、ちょっと恥ずかしいんかなというところで、委員長どう思いますか。

○議長（三好勝利） 加藤博徳議員。

○3番（加藤博徳議員） お答えします。

今村井議員の言われたとおりでありまして、元来「害」については平仮名で表示するというふうなことになっておりますが、ちょっとチェック不足で、提出する分については変更したいと思っておりますが、失礼いたしました。それでよろしいですか。

○議長（三好勝利） 加藤議員、請願書を精査して提出をしてください。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第4号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第62号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第4号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第63号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第64号 平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第65号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第66号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第67号 平成26年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）に

ついて（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第13、議案第62号平成26年度松前町一般会計補正予算第4号について、日程第14、議案第63号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、日程第15、議案第64号平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、日程第16、議案第65号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、日程第17、議案第66号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について及び日程第18、議案第67号平成26年度松前町水道事業会計補正予算第1号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

岡井馨一郎議員。

○予算決算常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る12月8日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第62号から議案第67号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第62号は、歳入歳出予算に5,113万6,000円を追加し、総額を97億3,168万8,000円とするものです。

審査の過程におきましては、総務部所管については質疑はなく、続いて保健福祉部所管について審査を行いました。

障害児通所給付事業の児童発達支援では、1人当たりの利用回数が増加している。放課後等デイサービスでは利用人数が3名ほどふえ、利用回数についても増加しているとのことでした。

放課後児童クラブにおける賃金の増額については、松前小学校において待機児童と定員超過の解消を行うため、教室を2カ所にしたことにより補助員の増加が必要になったものです。

次に、産業建設部所管については、地場産業推進事業の愛媛フェアは、名古屋で2年間の実績のある松前町に県から打診があり、実施することになったものです。今後については、株式会社フジと協力し、広島県で実施していきたいとのことでありました。

夏祭りの補助金について、ことしは中止となったため、かかった経費を商工会と町で案分し、実行委員会で承認を得て精算を行ったものです。

土川水門排水機場改修事業は、水中ポンプ、制御盤、鋼製スライドゲートの改修を行うもので、改修期間は平成27年度から平成29年度、工事費を1億円程度と見込んでいるとのことでありました。

県営事業負担金は、松前港の岸壁改良に係る費用の3分の1を負担するものであり、設計の完成により今後の計画等が県から示されるとのことでありました。

町道西186号線道路改良事業について、伊予鉄道古泉駅の東側の踏切からエミフルのバス待機場までの区間を車道5メートル、歩道2メートルに改良するもので、事業期間を3年程度、全体事業費を8,000万円程度見込んでいるとのことでありました。

なお、事業予算を計上する場合には、全体計画を示して説明してもらわなければ理解ができていく。次回からは説明資料を工夫するように委員会で決定し、担当部課も了承しましたので、以降よろしく願いいたします。

教育委員会所管については、教育振興費における扶助費については、当初見込んでいた児童数より11名増加したことによるものです。

私立幼稚園就園奨励費補助金について、補助の対象者は松前町に住所がある園児であり、当初見込みより園児数が増加したものであります。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第63号について主なものは、人事院勧告による人件費と保険給付費の決算見込みによる不足分の補正であり、審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第64号について主なものは、人事院勧告による人件費と広域連合負担金の前年度の精算及び今年度の決算見込みによる補正であり、審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第65号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、介護保険法の改正による介護保険システムの改修委託料839万2,000円の財源内容について質疑があり、国庫支出金が153万円で、残りは一般会計繰入金であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第66号について主なものは、人事院勧告による人件費の補正であり、審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

最後に、議案第67号について主なものについては、人事院勧告による人件費と制度改正に伴う賞与引当金の補正であり、審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第63号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第64号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第65号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第66号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

議会広報常任委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。
以上をもちまして本日の日程全て終了をしました。
これにて平成26年松前町議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 澤 田 登 代 一

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎